

## 喫煙所以外での喫煙

【ご意見・ご要望】（投稿日：2019年4月15日）

本日4月15日の7時30分ごろのことです。研究室に向かうため、2共と3共のジョイント部分の、入口から建物内入ろうとしたところ、3共のデッキの腰を掛けて喫煙している（正確に見て確認したものではない）清掃関係者が1人いました。本学では、定められた喫煙所以外での喫煙は厳禁のはずです。喫煙の事実があったのかどうかを明らかにして、清掃関係者のみならず、すべての大学に関係する方に、所定場所のみでの喫煙のルールを徹底していただくように、注意喚起していただきたく存じます。

【回答】（回答日：2019年4月19日）

（吉田南構内共通事務部）

吉田南構内清掃業務を請負している業者に事実確認をおこなったところ、ご指摘のとおり喫煙の事実があったことが判明しました。当該者は吉田南構内には喫煙場所はないことを理解していたものの、軽い気持ちで喫煙したということであり、請負業者・当該者からお詫びの言葉がありました。また、請負業者は清掃業務をおこなうにあたり、従事者全員に対し本構内の喫煙ルール（全面禁煙）を周知していましたが、今回このような事案が発生したことをうけ、改めて全構内を対象とした清掃等従業員に対し大学の喫煙ルールを指導教育し、再発防止に努めることとなりました。

吉田南の構成員に対しては、喫煙禁止の構内で喫煙があった事実報告に併せ、改めて本構内の喫煙ルールを周知し、同様事案の再発防止を図ることといたします。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。